



RYU とびあ音頭パレード (7/26・商店街大通り)

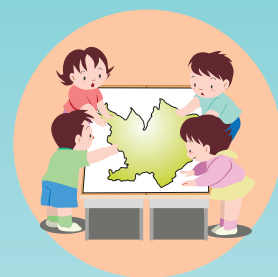
**「住民・地域・市」の連携による
防災・減災のまちづくり** P2 ~ P5

龍ヶ崎市まちづくり基本条例を制定します
P6 ~ P9

市の各施策・主要事業の進捗について評価しています/
8月1日から「地区活動拠点指定職員制度」の運用を開始しました

P10

龍ヶ崎市 政策情報誌



「住民・地域・市」の連携による 防災・減災のまちづくり

大規模風水害事前行動計画を策定します

■問い合わせ：危機管理室危機管理政策グループ ☎内線 352



1 忘れてはならない 小貝川堤防決壊の歴史

「昭和56年（1981年）小貝川の堤防が決壊し、家屋の浸水や田畑の冠水など、当時の龍ヶ崎市は多くの被害を受けたと聞いています。私が生まれてからは、川の決壊や洪水などの災害が起こったという話は、聞いていません。しかし、今まで大丈夫だったから今後も大丈夫ということはないと思います。今後豪雨などにより、さまざまな水害が起こる可能性は十分にあると思います。河川の氾濫のような水害が起きた場合、市はどのような対応を行うのでしょうか。これは先月開催した「こども議会」でのこども議員からの質問です。

決壊後、小貝川の堤防は強化されましたが、近年、地球温暖化などの影響で台風の大規模化や記録的な集中豪雨が頻発しており、平時から大規模風水害に対する備えを進めておかなければなりません。

本市では、昭和56年8月24日に発生した小貝川堤防決壊による洪水災害の教訓を踏まえ、この日を「市民防災の日」と定め、毎年、総合防災訓練や消防団の水防訓練を実施するなど、水害対応能力の向上を図ってきました。

2 台風などの風水害対策に 事前行動計画の必要性

米国では、平成21年「ハリケーン・カトリナ」により大被害を受けました。このため、平成24年、「ハリケーン・サンディ」の襲来に対して、住民・行政・関係機関が一体となった事前行動計画（タイムライン）を作成し、この計画を運用することにより大きな防災・減災効果を発揮し注目されました。

日本でも国土交通省は、平成25年の台風26号などを教訓に、事前行動計画の策定を打ち出しています。

本市においても、地形および水害の歴史を踏まえるとともに、大型化する台風などの大規模風水害に備え、住民・地域・市の動きを焦点に「だれが、何を、いかに」行うかを整理した、事前行動計画を策定することが必要と考えています。

3 龍ヶ崎市の 地形および水害の歴史

本市は、茨城県の南部、都心の北東約45kmに位置し、東西12km、南北9km、面積78.2km²であり、市の北部は関東ローム層の堆積する稲敷台地、南部は低地部となった平坦な沖積平野です。また北部と南部の境界は台地を削り込んで作られた谷底平が東西に連なっています。河川は小貝川が市の西北部から利根川に流



▶小貝川の堤防決壊箇所（1742年以降）

れ込んでおり、低地部には論所排水や江川などが東南方向に流れ新利根川に流れ込んでいます。このような地形により市内北部と南部の境界部分は土砂災害警戒区域に指定されています。また、小貝川東部の低地部では、小貝川の堤防決壊による洪水発生に注意が必要となっています。

水害の歴史を振り返ると、1742年（寛保2年）以降、小貝川の堤防決壊は14回にも及んでいます。利根川の水位は小貝川の水位より高いため、利根川上流で大雨が降ると利根川の濁流が小貝川に逆流して小貝川の堤防を決壊させてきました。特に昭和56年8月24日午前2時12分に発生した小貝川の堤防決壊は、市面積の4分の1に及ぶ大洪水となり、住

家浸水1257棟（半壊42棟、床上浸水432棟、床下浸水783棟）、耕地の冠水被害は水田1600ha、畑50ha、被害総額約27億円の大災害となりました。

4 近年の関東地方での台風の 大型化などの異常気象

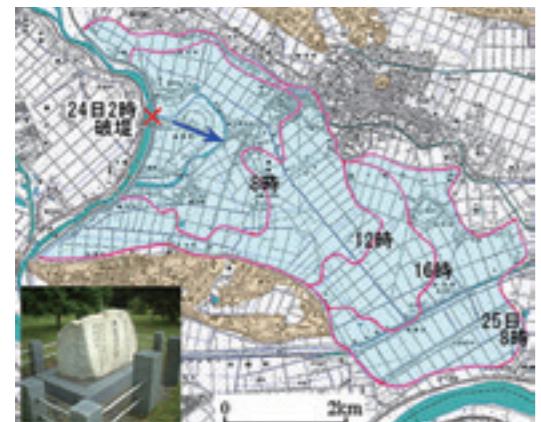
近年の台風は大型化し、また大雨や竜巻が頻発に発生するなど異常気象と言われています。平成25年の台風18号や26号は、日本列島を北上するに従い益々勢力を増して大災害を引き起こしました。台風18号は京都嵐山などで大きな浸水被害をもたらした。初の「特別警報」が発表されました。台風26号では伊豆大島で土砂災害により39人が死亡または行方不明になっています。

今年の梅雨は関東地方の上空に寒気が流れ込み、地表面の暖かい空気が上昇気流となって積乱雲を発生させ、東京では時間雨量が100mmを超える猛烈な集中豪雨や大きな雹（ひょう）が降るなど極端な気象現象が頻発しています。

私たちは、これまでに経験のないような大雨が降ることなども考えておかなければなりません。

5 台風などによる 風水害発生見積

台風が接近、襲来した時などに、市内で想定される風水害として、①



▶昭和56年1981年小貝川破堤による浸水域の拡大

小貝川堤防決壊による洪水被害、②土砂災害警戒区域などのがけ崩れ被害、③内水氾濫による道路などの冠水被害の3点について想定される状況を見積ってみます。

①小貝川の堤防決壊による洪水被害

昭和56年8月23日午前4時、台風15号は千葉県館山市付近に上陸して東北地方に縦断していきました。紀伊半島南部で降り始めた雨は、次第に東に広がり、東日本では1時間に30〜70mmの強い雨が断続的に降り、日雨量は関東地方の山間部で局地的に400mmを超えました。

21日から23日までの本市における総雨量は約60mmと比較的少量でしたが、利根川上流の山間部では日光で590mm、榛名で516mmを記録し



▶平成25年の台風26号によるがけ崩れ被害の様子

ています。このため、台風は通過したものの、利根川の水位は徐々に上がり、遂には小貝川に逆流して高須橋上流付近の左岸が決壊、大洪水となり、大災害になりました。

小貝川の堤防は、昭和56年の決壊以降、国が主体となり損傷を受けた箇所を大規模に補強工事するなど決壊前に比べて大幅に強化が行われていますが、大雨と地震等の複合災害の発生も考えておかなければなりません。

②土砂災害警戒区域などのがけ 崩れ被害

平成25年の台風26号による土砂災害においては、降り始めからの総雨量150mmの後、最大1時間雨量46・

5mmと本市の観測史上最大の時間雨量を記録して、総雨量が244mmとなりました。また、最大風速18・5m/秒、最大瞬間風速27・8m/秒の風が吹き、土砂災害警戒区域で13カ所のがけ崩れが発生しました。

このような集中豪雨においては人命を最優先として、土砂災害警戒区域などで、がけ崩れの発生が考えられる場所では早めの避難を考慮しておかなければなりません。

③内水氾濫などによる道路冠水・ 宅地の床下浸水などによる被害

台風26号では、佐貫駅周辺地区や旧市街地の低地部などにおいて道路冠水や宅地の床下浸水などの被害が生じました。

計画的な市街地整備、排水路整備、排水用ポンプ整備などの対策はとられてはいますが、佐貫駅周辺や旧市街地、川原代、北文間、大宮などの低地部では極端な集中豪雨が発生した場合、側溝・下水道や排水路、排水ポンプだけの処理能力では、一時的に水を流しきれなくなり、部分的に道路冠水や宅地の床下浸水などの被害が発生することを考えておかなければなりません。ただし、本市における内水氾濫は、道路冠水や床下浸水であり、住民に対して避難勧告などをするまでには至らないと考えています。

6 大規模風水害 事前行動計画（一例）

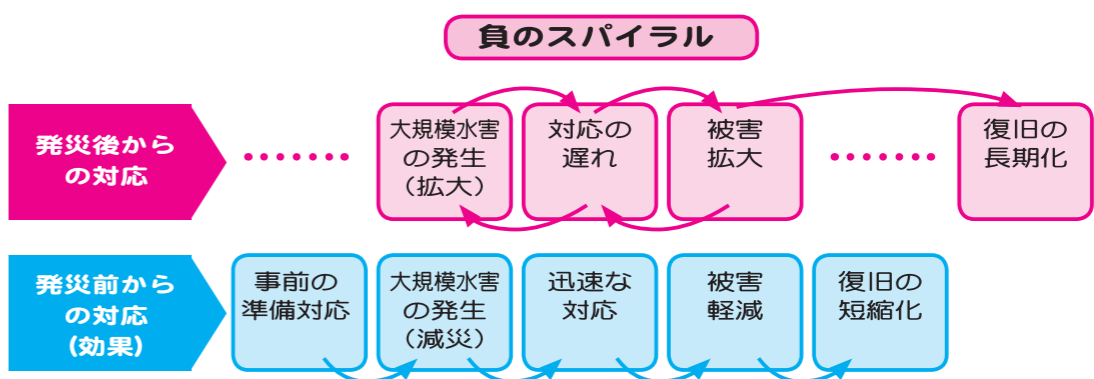
以上、台風への接近、襲来などによる風水害発生見込みを行ってきました。台風や低気圧の接近・襲来は、あらかじめ発生を予測することのできる災害です。本市は、気象庁や茨城県などから収集した情報を整理して、台風の接近度合いに応じて自主防災組織などと連携しながら注意情報などの伝達を行います。住民の皆さんは市から伝達された情報に基づき、家の周りを見回り暴風雨対策を行います。さらに台風の接近により小貝川の堤防が決壊、あるいは土砂災害警戒区域でのがけ崩れなど大規模な災害が発生する恐れがある場合は、避難勧告などを行い避難していただくことで被害を未然に防ぐことになるものと考えています。

今回作成した「大規模風水害事前行動計画（一例）」（次ページ）は、災害発生が想定される数日前から事前準備する事項などについて、「いつ、誰が、何を、どのように」すべきかの事前行動を連携しやすいよう一覧表で定めたものです。

7 事前行動計画で 負のスパイラルを克服

この事前行動計画を確認することで、災害対応の遅れから被害が拡大化し、下図のように災害が拡大する

負のスパイラルを克服



「負のスパイラル」を回避するとともに、住民・地域・市の連携のもと、防災・減災の効果が期待されます。

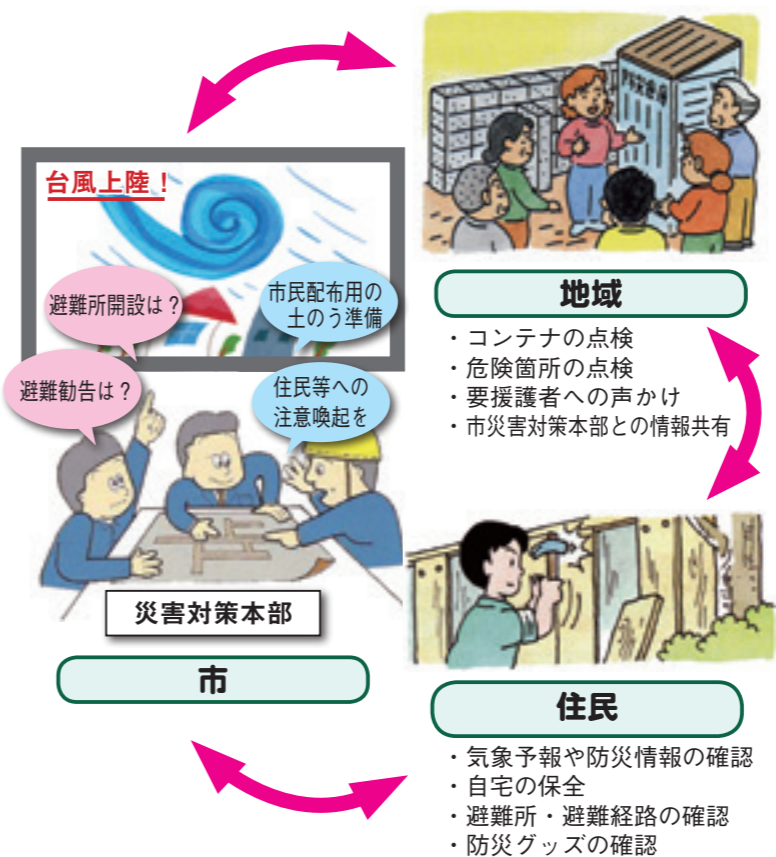
8 住民・地域・市の連携による災害のないまちづくり

事前行動計画は、大規模災害が発生するような状況においても、迅速な対応を促し、被害の拡大を阻止することで被害を軽減し、さらには復旧の短縮化を図ることができます。

平成26年3月、本市では地域防災計画（一般災害等対策計画編）を見直し、台風26号を教訓に、避難勧告などの雨量数値基準値および河川水位基準値を設定しました。今年度の台風8号の接近に際し、市

は、この基準値に基づき対応行動をとりました。今後は「大規模風水害事前行動計画（一例）」をたたき台として、住民・地域・市の実施事項の適否と相互の連携要領を確認しながら、不備事項を修正し、大規模風水害事前行動計画策定に向けて取り組んでいきたいと考えています。

住民・地域・市の連携で防災・減災を!!



※ 市公式サイト防災コラム（防災科学技術研究所客員研究員・水谷武司氏）から、写真および小貝川堤防の決壊による洪水被害の状況などについて引用させていただきました。

大規模風水害事前行動計画（一例）

台風の接近	時間	気象庁・国交省・県	龍ヶ崎市災害対策本部など	消防団	自主防災組織など	住民
沖縄本島付近に接近	72時間前（3日前）	気象情報発表	（台風の動き、雨量、小貝川・利根川水位等） ①警戒本部、災害対策本部の設置 ②第1回対策本部会議（台風状況、各部の準備状況等） ③消防、警察等関係機関との情報交換 ④避難所となる施設状況（輸入物品含む）の確認 ⑤土砂災害警戒区域地域常設及び要援護者等の把握 ⑥消防本部との情報共有 ⑦排水ポンプの異常の有無確認 ⑧学校、保育所、学童保育の休校等の判断 ⑨施設事務所の市民の要望により土のう配布 ⑩土砂災害警戒区域の自主防災組織、住民自治組織へ連絡 ⑪避難所開設調整、状況により避難所開設 ⑫避難所開設時の職員ローテーション勤務体制確保計画作成 ⑬対策本部設置時の職員ローテーション勤務体制確保計画作成	テレビ・ラジオ・ネットなどで 気象予報確認	テレビ・ラジオ・ネットなどで 気象予報確認	テレビ・ラジオ・ネットなどで 気象予報確認
（九州）～東日本へ接近	48時間前（2日前）	台風の勢力、進路方向、接近時期、雨量、風速等見極め発表	①第2回対策本部会議（災害発生見込み及び応急対応） ②継続的に情報発表等について市民へメール配信等実施 ③土砂災害警戒区域の備前 ④土砂災害警戒区域の自主防災組織等へ避難準備情報 ⑤土砂災害警戒区域の自主防災組織等への協力要請 ⑥コミュニケーションの運用について調整、広報	①人員の確保 ②災害時要援護者の訪問確認（自主防災組織等） ③土砂災害警戒区域の備前	①災害時要援護者の訪問確認 ②要援護者を避難所へ避難支援 ③避難所開設 ④がけ崩れ対策把握（安全確認して）	①自宅の保全。ハンコ等の遺失や物干しなどおこなった場合は速やかに回収し、おこなったものはロープで固定 ②避難所や避難カーポートの確認 ③防災グッズの確認 ④家財の所在等の確認 ⑤雨による浸水の恐れがある家は要員等を呼び出す ⑥食料や飲料品の準備 ⑦必要な場合は、市が準備している土のう等の受領 ⑧避難所をいはい一時避難場所の確認 ⑨避難所持ち物品準備 ⑩自宅付近等の排水口の点検及び清掃
関東地方へ接近 大雨（前線通過）	24時間前（1日前）	特別警報、有無の見通し 大雨警報	①船舶区域水防組合との調整・連携 ②利根川・小貝川水位を1時間ごと確認 ③土砂災害警戒区域に対する避難勧告等発令 ④避難状況等確認 ⑤道路、管理河川及び排水ポンプ等の巡回 ⑥冠水状況により道路通行止め準備・実施 ⑦冠水状況及び市民要望に基づき移動ポンプの設置 ⑧要援護者の避難状況確認	①小貝川水防団待機命令 ②水防資機材の確認	①水防団待機命令確認 ②要援護者の把握	①避難準備
茨城県南部へ接近 大雨（前線通過）	12時間前	小貝川注意水位情報 小貝川避難判断水位情報	①小貝川沿いの地域に避難準備情報、避難所の設置 ②小貝川・利根川の水位を1時間ごと確認 ③冠水状況により道路通行止め準備・実施 ④水防本部より警報発令の指示 ⑤要援護者の避難状況確認	①避難広報・支援（小貝川流域） ②土砂災害警戒区域の備前 ③通行止め（自主防災組織の場合は本部報告）	①災害時要援護者の訪問確認 ②要援護者を避難所へ避難支援 ③避難所開設 ④がけ崩れ対策把握（安全確認して）	①避難所への避難誘導 ②避難所開設、運営協力 ③災害時要援護者の安全確認協力
茨城県南部に最接近 暴風雨	3時間～0時間前	暴風雨被害発生 小貝川注意水位情報	①被害状況把握、応急対策活動 ②暴風雨による倒木、飛散物対応 ③土砂災害警戒区域の2次災害防止措置（交通規制） ④小貝川沿いの地域に避難勧告 ⑤冠水状況把握、応急対策活動 ⑥要援護者の避難状況確認 ⑦冠水状況により道路通行止め準備・実施 ⑧冠水状況及び市民要望に基づき移動ポンプの設置	①避難広報・支援（小貝川流域） ②土砂災害警戒区域の備前 ③通行止め（自主防災組織の場合は本部報告）	①災害時要援護者の訪問確認 ②要援護者を避難所へ避難支援 ③避難所開設 ④がけ崩れ対策把握（安全確認して）	①避難所への避難誘導 ②避難所開設、運営協力 ③災害時要援護者の安全確認協力
洪水および洪水被害 （台風通過）	0時間～	小貝川注意水位情報	①被災状況把握、応急対策活動 ②暴風雨による倒木、飛散物対応 ③土砂災害警戒区域の2次災害防止措置（交通規制） ④小貝川沿いの地域に避難勧告 ⑤冠水状況把握、応急対策活動 ⑥要援護者の避難状況確認 ⑦冠水状況により道路通行止め準備・実施 ⑧冠水状況及び市民要望に基づき移動ポンプの設置	①避難広報・支援（小貝川流域） ②土砂災害警戒区域の備前 ③通行止め（自主防災組織の場合は本部報告）	①災害時要援護者の訪問確認 ②要援護者を避難所へ避難支援 ③避難所開設 ④がけ崩れ対策把握（安全確認して）	①避難所への避難誘導 ②避難所開設、運営協力 ③災害時要援護者の安全確認協力
備考	1 事前行動計画策定の前提は、台風が沖縄方面から九州へ本州へ上陸する想定とするが、台風の進行速度などで本州への上陸時間は変動する。 2 災害対策本部会議は、関係機関を参集して進捗、情報の共有の上の方針や応急対策の活動方針を決定などを行う。 3 河川警報（消防団待機・注意注意、避難判断・注意警報）水位情報については、群馬県・栃木県等上流の降雨量等により発表時刻は変動する。					



前文

私たちのまち龍ヶ崎は、都心への通勤・通学圏にあるとともに、白鳥の憩いの場となつてい

目次
前文
第1章 総則(第1条〜第3条)
第2章 まちづくりの基本理念(第4条)
第3章 まちづくりの担い手(第5条〜第15条)
第1節 市民
第2節 ことも
第3節 地域コミュニティ
第4節 議会
第5節 執行機関
第6章 情報共有(第16条〜第17条)
第7章 参加(第18条〜第22条)
第8章 市政運営(第23条〜第32条)
第9章 国県及び他の地方公共団体との連携及び協力(第33条〜第34条)
第10章 条例の検討及び見直し(第35条)

まちづくり基本条例(案)

まちづくり基本条例(案)は、前文と8章・全35条で構成されてお

~市民参加で育む協働のまちづくりに向けて~
龍ヶ崎市まちづくり基本条例
のパブリックコメントをスタート!



問い合わせ：企画課地域戦略グループ ☎内線 363

本市では、まちづくりを進めるにあたって、市民の皆さんとの連携・協力をより一層進めるとともに、市民の皆さんが積極的にまちづくりの活動や市政に参加することができるよう、その基本的なルールを定める「まちづくり基本条例」の制定に取り組んでいます。

現在、今年中の市議会定例会への「条例案」の提出を目指し作業を進めています。そこで、条例制定作業も最終盤を迎え、今号では、前回6月号(条例制定の背景・必要性、取組経緯、条例案の概要)に引き続き、「条例案」の全文を紹介いたします。

本市では本条例を、広く市民の皆さんに親しまれ活用できる身近な条例としていきたいと考えています。

条例案制定に至るまでのこれまでの取組について

①まちづくりの基本方向を示す最上位の計画への位置付け

本市のまちづくりの基本方向を示す最上位の計画である一ふるさと龍ヶ崎戦略プランは、市民とともに考え、市民の声を反映した計画づくりとするため、公募市民と流通経済大学生、市職員によるワークショップ「策定市民会議」を設置して、まちづくりの課題や解決方法などについて議論し、また、延べ19回の市民懇談会、意見交換会など市民の皆さんとの対話を重視したプロセスを経て策定したものです。

現在制定作業を進めている「まちづくり基本条例」についても、こう

②議論とプロセスを重視した条例づくり

条例制定の取組は、平成24年春から準備を始め、秋から作業をスタートしました。はじめに、まちづくりの主体である市民、議会、行政それぞれが、自らの分野について、条例に盛り込むべき事項とその考え方、いわゆる「骨子」づくりを進めました。とりわけ、市民の分野については、無作為抽出により選出した市民と学識経験者で構成する検討組織を立ち上げ、延べ17回に及ぶ会議で協議を重ねるとともに、骨子の作成過程において、検討した内容を市民の皆さんにお知らせし、多くの意見を提言に反映させるための「意見交換会」を4回開催しました。

その後、各主体で作成した「骨子」を集約し、条例の基本的な事項や考え方をまとめた「条例素案」について「市民説明会」などで、多くの市民の皆さんのご意見を拝聴しながら修正を重ねて今回の「条例案」となりました。まちづくり基本条例(案)は、このようなさまざまな市民参加のステップを踏みながら、より多くの市民の皆さんとの関わりの中で、議論の積み重ねと、その中から得られる共通理解を一つ一つ丁寧に積み重ねてきたものです。条例のアイデア段階から足かけ4年にわたる取組となるものです。

「龍ヶ崎市まちづくり基本条例(案)」に対するご意見を募集します

- 募集期間：8月18日(月)～9月17日(水)
閲覧場所：市公式サイト/本庁舎1階市民情報コーナー・3階企画課・地下1階日直室(閉庁日のみ)/西部・東部出張所/各コミュニティセンター/中央図書館/市民活動センター
対象：市内在住・在勤・在学の方/市内に事業所(事務所)がある個人および法人その他の団体/本市に対して納税義務のある個人および法人/本件に利害関係のある個人および法人その他の団体
意見の提出方法：ご意見・氏名(法人名)・住所(所在地)・連絡先を明記し、持参・郵送・ファクス・Eメールで提出。口頭は不可。様式は自由。
提出先・問い合わせ先：企画課地域戦略グループ ☎内線 363 / ファクス：60-1583 / Eメール：kikaku@city.ryugasaki.ibaraki.jp

ばれ、まちの人々に支えられ、400年の時を刻んできた撞舞などの郷土芸能を創出してき

私たちは、先人たちが英知とたゆまぬ努力により守り続けてきた自然と培われてきた伝統文化を受け継ぎながら、愛着を持って、いつまでも住み続けたいまち、住み続けられるまちを創造し、未来を担う次世代へ責任を持って引き継いでいかなければなりません。

そのためには、私たち一人ひとりがまちづくりの担い手であることを認識し、市政及び地域の課題の解決に向けて、自ら考え、行動するとともに、人と人とのつながりと地域のきずなを大切に、様々な価値観を互いに認め合い、信頼関係を高めながら、協働によるまちづくりを進めていくことが必要です。

ここに私たちは、まちづくりを行うための基本理念を明らかにし、龍ヶ崎市民であることを誇りに思える魅力あるまちづくりを推進するため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、龍ヶ崎市(以下「市」という。)におけるまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、市民、議会及び執行機関の役割、責務等及び市政運営の基本的事項を定めることにより、協働によるまちづ

くりを推進し、もって市民福祉の向上を図ることを目的とする。

第2条 この条例は、市におけるまちづくりを進めるための規範であり、市民、議会及び執行機関は、協働によるまちづくりを推進するに当たっては、この条例の趣旨を最大限尊重するものとする。

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。(1)市民 次に掲げるものをいう。ア 市内に住所を有する個人(以下「住民」という。)イ 市内に通勤し、又は通学する個人ウ 市内に事業所を有し、事業活動を行う個人又は法人その他の団体エ 市内で公益活動を行う個人又は法人その他の団体

(2)執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。(3)協働 市民、議会及び執行機関がそれぞれの役割及び責任の下に、互いの自主性を尊重しつつ、対等な立場で補い合い、連携及び協力を図り、行動することをいう。(4)地域コミュニティ 一定の地域を基盤とした住民の組織又は住民同士のつながりであり、住民相互の信頼及び連帯により、

当該地域に関わる様々な活動を自主的及び自立的に行う組織及び集団をいう。

第2章 まちづくりの基本理念(まちづくりの基本理念)第4条 市民、議会及び執行機関は、市民福祉の向上を図るため、それぞれの役割と責務を果たし、協働によるまちづくりを推進するものとする。2 前項の協働によるまちづくりは、次に掲げる事項を基本として推進するものとする。(1)市政に関する情報を相互に共有すること。(2)市民の参加を基本に市政運営が行われること。(3)お互いに理解を深め、信頼関係を構築すること。



第3章 まちづくりの担い手(市民の権利)

第5条 市民は、まちづくりに

参加する権利を有する。
2 市民は、市政の情報を知る権利を有する。

(市民の役割と責務)

第6条 市民は、まちづくりの主体であることを認識し、まちづくりに関心を持つとともに、自らができることを考え、自主的にまちづくりへの参加に努めるものとする。
2 市民は、互いに認め合い尊重し、協力してまちづくりを進めるものとする。
3 市民は、まちづくりを進めるに当たって、自らの発言と行動に責任を持つものとする。
4 市民は、まちづくりに参加するに当たり、公共性を重んじ、次世代及び市の未来に配慮するものとする。

第2節 ことごと
第7条 市民、議会及び執行機関は、将来のまちづくりの担い手であることとを社会の一員として尊重し、それぞれの年齢に応じた、まちづくりに参加できる環境整備に努めるものとする。

第2節 ことごと
第7条 市民、議会及び執行機関は、将来のまちづくりの担い手であることとを社会の一員として尊重し、それぞれの年齢に応じた、まちづくりに参加できる環境整備に努めるものとする。



第3節 地域コミュニティ
第8条 地域コミュニティは、地域に関わる多様な主体と連携及び協力を図り、地域の特性をいかした様々な活動を通じて、安心で安全な住みよい地域社会づくりに努めるものとする。
第9条 市民は、地域コミュニティを守り育てるとともに、その活動に対する理解を深め、自主的に参加し、協力するよう努めるものとする。
(地域コミュニティへの支援)
第10条 執行機関は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重するとともに、その活動を促進するために必要な措置を講ずるものとする。
第4節 議会
(議会の役割と責務)
第11条 議会は、市の意思決定機関として、政策形成機能の充実に努めるとともに、執行機関の行財政運営、事務処理及び事業の実施が適正かつ効率的に行われているかを監視する機関として、その役割を果たし、市民の意思が市政に反映されるよう努めるものとする。
2 議会は、議会に対する市民の関心を高めるよう、開かれた

第6章 市政運営
第23条 市長は、議会の議決を経て、市のまちづくりの基本方針を示す最上位の計画(以下「最上位の計画」という。)を財政見直しを踏まえた上で定めるものとし、最上位の計画に基づくまちづくりを推進するものとする。
2 市長は、最上位の計画に関する進捗状況の管理を行うとともに、当該進捗状況を市民に分かりやすく公表しなければならない。

(意見への対応)
第20条 執行機関は、市民の参加によって市民から提出された意見について、当該意見に対する市の考え及び市政への反映状況について、市民に分かりやすく公表しなければならない。
(附属機関への参加)
第21条 執行機関は、市民の意見を市政に反映させるため、審査会、審議会、調査会その他の附属機関の構成員には、原則として、公募の市民を加えるものとする。



(住民投票)
第22条 市長は、市政の重要な事項について、住民の意思を直接確認するため、住民投票を実施することができる。
2 住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度、別に条例

議会運営に努めるものとする。
(議員の役割と責務)
第12条 議員は、住民の代表者として、住民の意見を積極的に把握し、市政に反映させるよう努めるものとする。

第5節 執行機関
(市長の役割と責務)
第13条 市長は、市の代表者として、市民福祉の向上のため、市民の負託に応え、公正かつ誠実に市政運営に当たらなければならない。
2 市長は、市政運営に当たっては、自らの考えを市民に明らかにするとともに、市民の意見を十分に反映させるものとする。



(執行機関の役割と責務)
第14条 執行機関は、所掌事務を自らの判断及び責任において、これを公正かつ誠実に処理しなければならない。
2 執行機関は、市長の総合的

せるよう努めるとともに、その内容を市民に分かりやすく公表しなければならない。
(行政手続)
第26条 執行機関は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利及び利益の保護に資するため、執行機関が行う処分及び行政指導並びに執行機関に対する届出に関する手続に関し共通する事項を定めなければならない。
(説明責任)
第27条 執行機関は、政策の立案から実施及び評価に至るまでの過程を市民に分かりやすく説明するよう努めなければならない。

(政策法務)
第28条 執行機関は、市民のニーズ及び行政課題に対応した主体的な政策を推進するため、法令の解釈及び運用を自主的かつ適正に行うとともに、必要な条例等の整備を行うものとする。
(危機管理)
第29条 市長は、市民の生命、身体及び財産を災害等から保護し、その安全を確保するため、必要な施策を実施し、危機管理体制を整備しなければならない。
2 市長は、市民及び関係機関との連携及び協力を図り、災害等に備えなければならない。
3 市民は、平常時から自己の安全確保に努めるとともに、地

な調整の下、相互の連携及び協力を図りながら、市民の参加及び協働を基本とした市政運営を推進しなければならない。
(職員の役割と責務)
第15条 市の職員(以下「職員」という。)は、市民福祉の向上のため、市民の信頼に応え、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。
2 職員は、市を取り巻く環境に的確に対応するため、積極的に知識の習得及び能力の向上に努めなければならない。
第4章 情報共有
(情報共有)
第16条 議会及び執行機関は、それぞれの保有する情報が市民との共有財産であることを認識し、市民の知る権利を保障し、適切な情報公開及び情報提供を行うことにより、情報の共有に努めなければならない。

(個人情報の保護)
第17条 議会及び執行機関は、個人の権利及び利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。

第5章 参加
(参加の促進)
第18条 執行機関は、市民が自主的及び主体的にまちづくりに参加できるよう多様な機会を提供するとともに、参加しやすい環境を整備するものとする。



(参加の方法)
第19条 執行機関は、政策の形成過程、実施及び評価の各段階において、市民が市政に参加することができるよう努めるとともに、説明会、懇談会等の開催、附属機関の委員募集、パブリックコメント等による意見聴取等



(法令遵守及び公益通報)
第30条 執行機関は、職員の職務の遂行に係る法令等の遵守及び倫理の徹底を図り、公正な職務の遂行を確保しなければならない。
2 執行機関は、違法な行為等による公益の損失を防止するため、職員等の公益通報に関する事項を定めなければならない。
(組織体制)
第31条 執行機関は、効率的かつ機能的で、社会経済情勢等の変化に柔軟に対応し、かつ、相互の連携が保たれるよう、内部組織を編成するものとする。
(要望等への対応)
第32条 執行機関は、市民の市政に対する要望、苦情等に対しては、迅速かつ誠実に対応し、市民の信頼を確保するとともに、

※条例案の基本的な考え方を示した逐条解説については、市公式サイトおよびパブリックコメントの閲覧場所でご覧いただけます。

市の各施策・主要事業の進捗について評価しています

1 進捗評価の目的

市では、まちづくりの基本方向を示す最上位の計画「ふるさと龍ヶ崎戦略プラン（以下、最上位の計画という）」に基づき、「人が元気 まちも元気 自慢したくなるふるさと 龍ヶ崎」を目指してさまざまな施策・事業を展開しています。

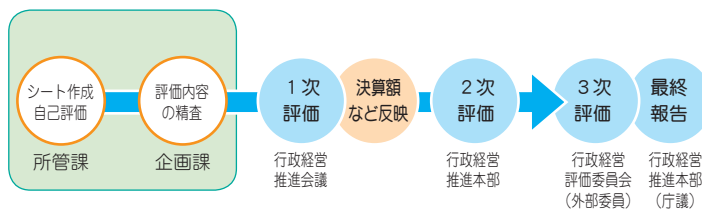
そして、この最上位の計画に掲げる施策や主要事業の進捗や取組の状況について、毎年点検し、評価を実施しています。評価に際しては、数値目標の達成状況や市民アンケートなどを基本とした客観的な評価とともに、市民の皆さんや有識者の意見を反映しています。

現在、平成 25 年度における各施策とそれに関連する主要事業の取組について、平成 26 年度の主要事業などの推進や平成 27 年度の政策立案・予算編成に反映させるため、点検・評価に取り組んでいます。

2 評価の対象

この進捗評価の対象は、最上位の計画に掲げる、①4つの重点戦略②重点戦略を構成する12のまちづくり宣言③まちづくり宣言を構成する80の主要事業です。

評価の流れ



3 評価結果の公表

評価の結果は、市公式サイトなどで公表します。公表の時期は9月中旬ごろを予定しています。

8月1日から「地区活動拠点指定職員制度」の運用を開始しました

これまで震度5強以上の地震が発災した場合、市の職員は「龍ヶ崎市職員地震災害時初動対応マニュアル」に基づき、市役所に参集し、それぞれ班別に活動する対応をとっていました。しかし休日・夜間など勤務時間外の発災に備え、また、初動体制をより迅速化するため、あらかじめ指定した職員を直接コミュニティセンターに参集させることで、情報の収集、伝達手段の確保などの初動対応を図る「地区活動拠点指定職員制度」を新たに創設し、8月1日から運用を開始しました。

また、制度の運用に併せて、地区活動拠点施設となるコミュニティセンター玄関付近に、震度5強以上で自動解錠する「防災ボックス（鍵などを収納）」を設置しました。これにより、地域の皆さんが直接防災コンテナなどから救助資機材を取り出すことが可能となります。

防災ボックスとは？



震度5強以上の地震が発災した際には、ボックスの中にあるセンサーが反応して自動解錠し、防災コンテナの鍵などを取り出すことができます。このボックスは機械式であり、電池切れや停電時の心配はありません。また、バットでたたくなどのイタズラ程度では開くことはできません。さらに、警備会社による機械警備（センサー）を設置しています。

●ボックス収納品：防災コンテナの鍵／コミュニティセンターの玄関の鍵／コミュニティセンターの事務所の鍵／小中学校の門の鍵（ダイヤル式であれば、解除番号が記載された紙）／小中学校体育館の鍵／防災井戸蛇口ハンドル

地区活動拠点のイメージ

